様式第1号の２（第５条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

申請者

住　所

氏　名

ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（家庭用）補助金の申請に係る確認表

ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（家庭用）補助金の交付申請にあたり、ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（家庭用）補助金交付要綱及び以下に掲げる要件を遵守します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 内容 | 確認欄 |
| 共通事項 | 令和６年４月23日以降に、補助対象者が居住する市内の住宅又は住宅の敷地内に新たに太陽光発電設備等を導入し、自らが居住する住宅において使用すること |  |
| 同一年度内に、補助対象者及び、属する世帯の全員が、補助対象設備に対して、この要綱による同一の補助対象設備の補助金及び国費を財源とする補助金の交付を受けていないこと |  |
| 補助対象者が属する世帯の全員が市税を滞納していないこと  ※事実確認のため、市が必要に応じて納税等に関する照会・調査を行うことに同意します。 |  |
| 補助対象設備の法定耐用年数前に処分を行う場合は、事前に八尾市に相談すること |  |
| 補助対象設備が中古設備でないこと |  |
| 補助対象者が同一の補助対象設備に対して本補助金以外の補助金（こどもエコ住まい支援事業、DR補助金、CEV補助金等）との併用をしていないこと |  |
| 補助対象設備の購入、工事の発注または契約をするにあたっては、複数者からの見積をとるなど、一般の競争に付すこと  ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難または不適当である場合には、指名競争に付し、または随意契約によること |  |
| 補助対象者が属する世帯の全員が八尾市暴力団排除条例第２条第２号及び第３号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 内容 | 確認欄 |
| ア.太陽光発電設備 | 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の30％以上を自家消費すること |  |
| 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること |  |
| 発電量を計測する機器を備えること |  |
| 電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと |  |
| 電気事業法第２条第１項第５号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること |  |
| 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン」に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること |  |
| イ.蓄電池 | ア.太陽光発電設備で導入する設備の付帯設備であること |  |
| 原則として太陽光発電設備と接続し発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること |  |
| 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと |  |
| 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること |  |
| 所定の性能表示がされたものであり、安全性・震災対策の基準を満たしたものであること |  |
| メーカー保証及びリサイクル試験による性能の双方が10年以上のものであること |  |
| 八尾市火災予防条例に基づく位置、構造及び管理の基準を満たすものであること |  |
| ウ.車載型蓄電池 | ア.太陽光発電設備で導入する設備の付帯設備であること |  |
| 原則として太陽光発電設備と接続して、充電を行うものであること |  |
| 外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（以下「CEV補助金」）の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。）であること |  |
| 「CEV補助金」の併用はしないこと |  |
| エ.充放電設備 | ア.太陽光発電設備及びウ.車載型蓄電池で導入する設備の付帯設備であること |  |
| 原則として太陽光発電設備から電力供給可能となるよう措置されていること |  |
| 「CEV補助金」で交付対象となる銘柄であること |  |
| オ.高効率給湯器 | 自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯器（エコキュートのみ）又は燃料電池コージェネレーションシステム式電気給湯器（エネファーム）であること |  |
| 従来の給湯機器等に対して30％以上省CO₂効果が得られるものであること（エコキュートの場合） |  |
| 八尾市火災予防条例に基づく位置、構造及び管理の基準を満たすものであること |  |
| カ. 既存住宅断熱改修 | 専用住宅であり、事業実施主体が常時居住し、所有する戸建住宅であること（店舗、事業所等との併用は不可とする） |  |
| 導入する製品については環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業）」において補助対象となる製品であること。改修する居室等と部位については、同事業のエネルギー計算結果早見表を参考とすること |  |
| 居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を中心に窓を断熱改修すること。居間又は主たる居室を含まない改修を行う場合は、改修率要件を満たしていても交付対象とならない |  |
| 導入する窓・ガラスは、原則、改修する居室等の外皮部分（外気に接する部分）全てに設置・施工すること |  |
| 窓・ガラスを改修する場合は、原則、外皮部分（外気に接する部分）のみ交付対象とすること |  |